

大分県インテリアコーディネーター協会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は「大分県インテリアコーディネーター協会」(略称:ICO)と称する。

第2条 (理念)

本会は以下の理念を掲げ、協会活動並びにインテリアコーディネーター業務の存在意義と行動指針とする
(存在意義) **快適空間を創造する**

私たちは、住空間の向上を通じて

人々の健康的・文化的な生活の創造に寄与します

(活動姿勢) **調和ある豊かさを追求する**

私たちは、人と心を尊重し、自然と人間の調和と秩序を大切にして

豊かな暮らしを追求していきます

(行動基準) **プロとしての責任を果たす**

私たちは、時代とともにたえず進歩し

生活者の視点に立って熱意ある提案と、誠実な行動で、人々と社会の期待と信頼に応えます

第3条 (目的)

1. 会員相互の親睦や情報交換を図り、(公社)インテリア産業協会との連携、他団体との交流を積極的に行う。
2. 個人を尊重し、学ぶ姿勢を大切にして、知と技能の研鑽に勤める。
3. I.C.の認知度の向上と生活者の啓蒙をめざし地域社会に貢献する。

第4条 (活動)

本会は、第3条の目的を達成する為次の事業を行う。

1. 会員相互の情報交換、交流活動。
2. 会員の技能育成活動。
3. 会員の研究活動の相互助成。
4. インテリアコーディネーター制度の普及並びに地位向上の活動。
5. 地域の住文化の向上の為の啓蒙活動並びに広報活動。
6. 地域及び諸団体との交流。
7. その他、目的達成の為に必要な諸活動。

第2章 会員

第5条 (会員の構成)

本会の会員は、正会員、準会員、企業メーカー会員とする。

1. 正会員は(公社)インテリア産業協会認定資格を有し、本協会の目的に賛同する大分県在住のインテリアコーディネーターとする。
2. 準会員は、本会の活動に賛同する者、並びにインテリアコーディネーター資格取得をめざす者で、本会が適当と認めた者とする。
3. 企業会員は本会の目的を理解し、活動を支援する企業及び法人とする。

第6条 (入会)

添えて会長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

第7条 (会費等)

1. 会員は本条5項に定める入会金・(年)会費を納入するものとする。但し、企業会員は入会金を徴収しない。
2. 会費は、これを返却しないものとする。
3. 会費は年度はじめに一括払いとする。

4. 2年を超えて会費を滞納した会員の措置は、別に定めるところによる。

5. 会費は以下の通りとする。

(会費等) 1. 入会金	4,000円、但し入会金の徴収規程は平成27年度より適用する
2. 正会員会費	6,000円
3. 準会員	6,000円
4. 企業会員	12,000円

第8条 (退会)

1. 会員は次の事由により退会する。

1. 退会の申し出。但し、退会を申し出た会員はその年度の会費を納入し、退会届を提出しなければならない。
2. 死亡または解散
3. 会員等たる資格を喪失したとき。
4. 年会費の未入金者

第3章 役員

第9条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 3名以内
- (5) 運営委員 若干名
- (6) 会計監査 1名

第10条 (役員を選任及び任期)

1. 会長の選任は、運営委員会において合議のうえ決定し、総会の承認を受ける。
2. 理事は会長及び事務局長経験者が就任する。但し、会長及び事務局長経験者がその他の役員に就任する場合はその限りではない。
3. 役員は正会員の中から会長が指名し、総会の承認を受ける。
4. 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
5. 任期途中で役員が退任した場合は会長が補充指名ができる。その場合の任期は退任役員の任期とする。但し、補充役員は次回総会にて承認を受ける。

第11条 (職務)

1. 会長は、本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の際は、その職務を代行する。
3. 事務局長は本会の総務、会計を担当し事務局を総括運営する。
4. 理事は本会の運営に対して助言する。
5. 運営委員は本会の活動を執行する。

第12条 (会計監査)

会計監査は年度末に監査業務を行う。

第13条 (顧問)

1. 本会には顧問を置く事が出来る。
2. 顧問は運営委員会の承認を得て、会長が委嘱し、本会の運営についての会長の諮問に応えるものとする。

第4章 会議

第14条 (会議の種類と開催)

1. 会議は、総会及び運営委員会とする。
2. 総会は定期総会と臨時総会とする。
3. 定期総会は年に一度開催し、会長が召集する。臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、開催する。
4. 運営委員会は随時開催する。

第5章 総会

第15条 (総会)

1. 総会の議決は、出席者正会員の過半数の同意をもって決議し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
2. 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第16条 (総会の決議)

総会は、次の事項を議決する。

1. 事業計画及び予算。
2. 事業報告及び予算の承認。
3. 役員承認。
4. 会則の改正。
5. その他、本会の運営に関する事項。

第6章 運営委員会

第17条 (地位と構成)

1. 運営委員会は会長、副会長、事務局長、理事、運営委員を持って構成し、本会業務を執行する。

第18条 (成立)

1. 運営委員会の成立は構成人員の過半数の出席を必要とする。
2. 運営委員会は次の事項を審議決定する。
 1. 総会の議決した事項の執行に関する事項。
 2. 総会の議決を要しない会務の執行事項。
 3. 総会に提出議事及びその他の事項の立案。
3. 本会の名を用いて行う会員の自主的活動については、運営委員会の了解を得るものとする。

第7章 事務局

第19条 (事務局)

1. 本会は活動の円滑な運営の為に事務局を設ける。所在地は大分県に置く。
2. 事務局長1名その他、事務局長を補佐(会計等)する事務局員を若干名置く。
3. 事務局組織の構成、運営に関しての必要事項は、運営委員会の議決により決定する。

第8章 資産及び会計

第20条 (資産、経費及びその管理)

1. 本会の資産は次の収入による。
 1. 会費
 2. その他の収入
2. 本会の運営に関する諸経費は資産をもってこれに充てる。
3. 本会の資産の管理は、運営委員会の決定にしたがって行い、事務局においてこれを取扱う。

第21条 (会計年度及び事業年度)

1. 本会の会計年度及び事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2. 事業年度は会計年度に準じるものとする。

第9章 雑則

第22条 (会則の変更)

本会則は、総会において出席者の過半数の議決により改正することができる。

第23条 (附属規定及び細則)

本会則を円滑に運営するために運営委員会にて審議し、総会の決議を経て附属規定及び細則を設けることができる。

第10章 附則

第24条 (施行)

本会則は、1987年3月25日より施行する。

- | | |
|-------|-----------------------|
| 1998年 | 会費について一部変更 |
| 2000年 | 事務局について一部変更 |
| 2001年 | 慶弔見舞金について変更(廃止とする) |
| 2002年 | 会費について一部変更 |
| 2002年 | 会議について見直し |
| 2003年 | 名称について改名 |
| 2003年 | 会員について一部変更(賛助会員廃止) |
| 2007年 | 改訂 |
| 2012年 | 役員定数並びに理事の選任について一部変更。 |
| 2014年 | 一部改訂 |